

# 大東文化大学同窓会奨学金規程（抜粋：応募者向け）

## 第1章 奨学金規程

（目的）

**第1条** 本規程は、大東文化大学同窓会（以下「同窓会」という。）が、大東文化大学に在学する学生の学業・研究を奨励し、学業優秀でかつ経済的理由で修学が困難と考えられる学生等に対して学資の一部を給付し、もって学業を継続させ、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

（支給方式）

**第2条** 本規程に基づく奨学金は給付とし、返還を要しないものとする。

（資格）

**第3条** 本奨学金の給付を受けようとする者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 大東文化大学に在籍し、準会費の納付に協力できる学生であること。
- (2) 家計状況の急変又は経済的理由等により学資の支弁が困難と認められる者。
- (3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で、原則として学業成績（GPA）が3.8以上の者。

2 以下各号の一つに該当する者は資格を有しない。

- (1) 最短修業年数で卒業できる見込みのない者。ただし、休学期間は最短修業年数に算入しない。
- (2) 学士入学者及び編入学者で、入学初年度の者。

（支給員数・対象学年）

**第4条** 奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）の員数は、2名とする。

- 2 奨学生の募集対象学年は3年次とし、毎年度2名を募集する。
- 3 第12条の規定により奨学生資格が取り消されたもの以外は、原則として4年次も継続支給する。

（支給額・時期）

**第5条** 奨学金の支給の額は1名当たり月額2万2千円、年額26万4千円とし、当該年度の9月に年度支給額全額を奨学生が届け出た口座に振込みにより支給する。

（受給資格の期間）

**第6条** 奨学金の受給資格の期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。

（他奨学金との併用）

**第7条** 本奨学金と他の給付奨学金との併用は認めない。

2 本奨学金と日本学生支援機構奨学金その他貸与奨学金との併用は認める。

(奨学生の報告義務)

**第10条** 奨学生は、次の事項について、その都度報告しなければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告することが出来ない場合は保証人(本人が大学入学時に申請した保証人氏名)が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 停学、除籍処分その他の処分を受けたとき
- (3) 保証人を変更したとき
- (4) 本人、保証人の身分、住所その他重要な事項に変更があったとき

2 前項各号のほか、奨学生は毎年度末に学業成績を報告しなければならない。また、4年生は卒業後の進路も併せて報告しなければならない。

(資格の取り消し)

**第11条** 奨学生で次の各号の一つに該当する場合は、奨学生の資格を取り消し、奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 退学又は、転学したとき
- (2) 停学、除籍処分、その他懲戒処分を受けたとき
- (3) 申請書類および添付書類に虚偽があった場合
- (4) 学習態度、学業成績および行動が奨学生として適当でないと認めた場合

2 奨学生の資格取り消しは、当委員会の議を経て同窓会会長が行う。

(資格の休止)

**第12条** 奨学生が休学した場合は、奨学生の資格を休止することができる。

2 奨学生が復学した場合は、奨学生の資格を回復することができる。

(資格の継続)

**第13条** 奨学生が大学公認の制度で留学又は、交換留学をする場合は、事前に書面により願い出ることにより、留学期間中も奨学生の資格を継続することができる。

2 奨学金の受給期間は、大学公認の制度で留学、交換留学の期間を問わず、正規の最短修業年限の終期までとし、延長は認めない。